

本校の校則

1 身だしなみについて

- (1) 頭 髪：清潔感のある髪型とする。
染色・脱色・パーマ・奇抜な髪型は禁止する。
- (2) 装飾等：装飾品（ネックレス等）はつけない。ピアスはつけない、穴もあけない。化粧はしない。
爪は短く整える。
- (3) 身だしなみ指導を年間5回程度予定している。
違反者は学年または生徒指導部による指導とする。

2 制服について

- (1) パターン
 - ①ブレザー、スラックス・スカート、長袖シャツ・ブラウス、ネクタイ・リボン
 - ②スラックス・スカート、長袖シャツ・ブラウス、ネクタイ・リボン
 - ③スラックス・スカート、半袖シャツ・ブラウス
 - ④スラックス・スカート、長袖シャツ・ブラウス、ネクタイ・リボン、ベスト・セーター
 - ⑤ブレザー、スラックス・スカート、長袖シャツ・ブラウス、ネクタイ・リボン、ベスト・セーター
- (2) 式典等はブレザー着用
 - 1 学期始業式、2 学期終業式、3 学期始業式、3 学期終業式、卒業式、その他式典等
- (3) 登校時は制服※を着用する。下校時は制服または学校指定のものを着用する。
※ただし、雨天時や土日及び長期休業中の部活動は、学校指定のものであればそれも可とする
- (4) 防寒着は、ブレザーの上から着用する。
防寒着、防寒具は原則、登下校の際のみとする。
気温や体調により、着用したい場合は各担当の先生に申し出る。
膝掛けの使用は教室内のみとし、定期考査等試験中では使用しない。
- (5) その他
 - ①ネクタイ・リボンは、シャツの一番上のボタンを留め、ボタンが見えない位置につける。
 - ②シャツの裾をズボン・スカートから出さない状態で着用する。
 - ③ズボンの裾を引きずらない。裾の破れ等はすぐに直す。
 - ④スカート丈は、膝頭の中心程度の長さにする。折り曲げや切る等の加工をしない。
 - ⑤半袖シャツ・半袖ブラウスは、第一ボタン以外は全て留めること。
 - ⑥ソックス、・ベルトは華美でないものを着用する。

3 遅刻について

8：45のチャイム鳴り始めまでに教室にいなかった場合は遅刻とする。
遅刻者は、生徒指導室で入室許可証を受け取る。そして、教科担任へ入室許可証を渡す。
教科担任は、入室許可証を出席簿に挟み、入室時間を記入する。
生徒指導部は、担任へ連絡する。
※8：45以降、南門は施錠のため正門に回る。

延べ遅刻回数に応じて指導する。

- | | | |
|-----|-----|--|
| 1～ | 3回 | 担任指導・・・・・・・・・・担任の指導に従う |
| 4～ | 6回 | 学年指導・・・・・・・・・・学年主任、学年副主任、学年指導部等の指導に従う
(6回目以降、以下のような指導が始まることを担任より家庭連絡) |
| 7～ | 9回 | 生徒指導部指導・・・・・・反省文＋8時30分登校連続3日間（担任より家庭連絡） |
| 10～ | 12回 | 生徒指導部長指導・・・・・・反省文＋8時30分登校連続5日間（指導部より家庭連絡） |
| 13回 | | 教頭指導もしくは特別指導を検討する |

4 交通安全について

- (1) 登校時指導
毎日、正門で生徒指導部員が立ち番をしています。また、0の日には学校周辺で立ち番をしています。
元気なあいさつを心掛けよう。交通ルール・マナーを守り、時間に余裕を持って登校する。
- (2) 自転車通学
 - ・自転車通学許可願を生徒指導部に提出する。
 - ・ステッカーは後部の泥よけまたは後方から見やすい部分に貼り付ける。（200円）
 - ・雨天時はカップを着用する。傘差し運転はしない。
 - ・変形、整備不良の自転車は許可しない。
 - ・イヤホンをつけて自転車に乗らない。
 - ・スマホを操作しながら自転車に乗らない。
 - ・泥よけおよびスタンドをつけること。
 - ・ヘルメットの着用を推奨する。
- (3) 原動機付き自転車、自動二輪車
 - ・免許取得、運転、同乗、購入とも厳禁（四ない運動）違反者は特別指導とする。
- (4) 自動車
 - ・免許取得は許可制とする。違反者は特別指導とする。
 - ・3年生の2学期中間考査以降、自動車学校入校を審査し、指定期日以降入校を許可する。

5 スマートフォンについて

- (1) 朝STから帰STまで → （※授業中）
電源を切り、鞆の中にしまっておく。
使用が発覚した場合は預かり指導をする。（スマートフォンは生徒指導部へ）
生徒指導部は担任へ報告する。
 - 1回目：担任指導、担任より本人へ返却
 - 2回目：生徒指導部指導、生徒指導部より本人へ返却、担任より家庭連絡
 - 3回目：生徒指導部長指導、生徒指導部長より家庭連絡・保護者へ返却
 - 4回目以降または悪質な使用については特別指導とする。
- (2) 朝STから帰ST以外 → （※授業中以外）
マナーを守って使用可とする。
（大きな音量で使用しない、許可なく撮影しない、歩きスマホをしない等）
- (3) 考査中
電源を切り、鞆の中にしまっておく。
携帯していた場合は不正行為扱いとし特別指導とする。（スマートウォッチ含む）
- (4) 行事
別途担当者の指示に従う。

6 不要品（マンガ・ゲーム・カードゲーム等）について

- (1) 持ち込み禁止
- (2) 持ち込んでいた場合は、預かり指導をする。（教科担任等）
教科担任は担任へ預ける。
 - 1回目：担任指導
 - 2回目：教務部指導
 - 3回目：生徒指導部指導
- (3) 金品を賭けた場合は法律違反である。見つけた場合、特別指導となる。

7 アルバイトについて

原則禁止する。ただし、経済的理由等によりアルバイトに従事する場合は届け出をする。1年生は1学期終了までは認めない。定期考査期間等にアルバイトは中止する。また、成績不振者は原則認めない。

8 改正の手続きについて

別紙「校則改正手続きについて」参照